

3 法規制・上位関連計画等

(1) 屋島に係る法的規制

法 律	目 的 ・ 趣 旨 等	規 制 区 域 等	屋 島 に お け る 制 限 等	備 考
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること。	○文化財として「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6分野が定義されている。 ○文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡や地域社会で広く認められている土地などがある。	○史跡天然記念物 現状を変更する際の許可 ・小規模建築物の新築、増築、改築又は除却 ・工作物の設置、改修若しくは除却 ・道路の舗装や修繕 ・管理に必要な施設の設置、改修又は除却 ・木竹の伐採など ○周知の埋蔵文化財包蔵地 発掘(土木工事等)に着手する前の届出・通知	
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること。	○都市計画区域 ○地域地区 用途地域と特定用途制限地域	○用途地域・特定用途制限地域 ・用途地域：建築できる建物用途やその建ぺい率、容積率、高さなどを制限する地域 ・特定用途制限地域：用途が定められていない区域において良好な環境の形成または保持のため土地利用規制が行われる地域	P29法規制図－1 参照
都市計画法 建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資すること。	○用途地域の指定 第一種低層住居専用地域：低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 第一種中高層住居専用地域：中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 第一種住居地域：住居の環境を保護するため定める地域など	○用途地域 建築できる建物用途やその建ぺい率、容積率、高さなどを制限する。	P29法規制図－1 参照
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ること。		○届出 監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。 ○勧告 都道府県知事は、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。	都市計画区域 (5,000m ² の土地取引)
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること。	○国立公園 保護計画 ・特別地域 公園の風致を維持するため定められる区域 ・普通地域 特別地域及び海域公園地区に含まれない区域 利用計画 ・集団施設地区(集団的に整備) ・園地(車道、歩道、一般自動車道、鉄道等)	○特別地域での制限(許可行為) 工作物の新築、改築、増築、木竹の伐採、土石の採取、広告物の設置、土地の形状変更、及び環境大臣が指定した植物の採取等。 ○普通地域での制限(届出行為) 行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項の届出。工作物の新築、改築、増築(環境省令で定めるもの)広告物の設置、土石の採取及び土地の形状変更等。 ○利用施設 利用に必要な施設の整備	P30法規制図－2 参照

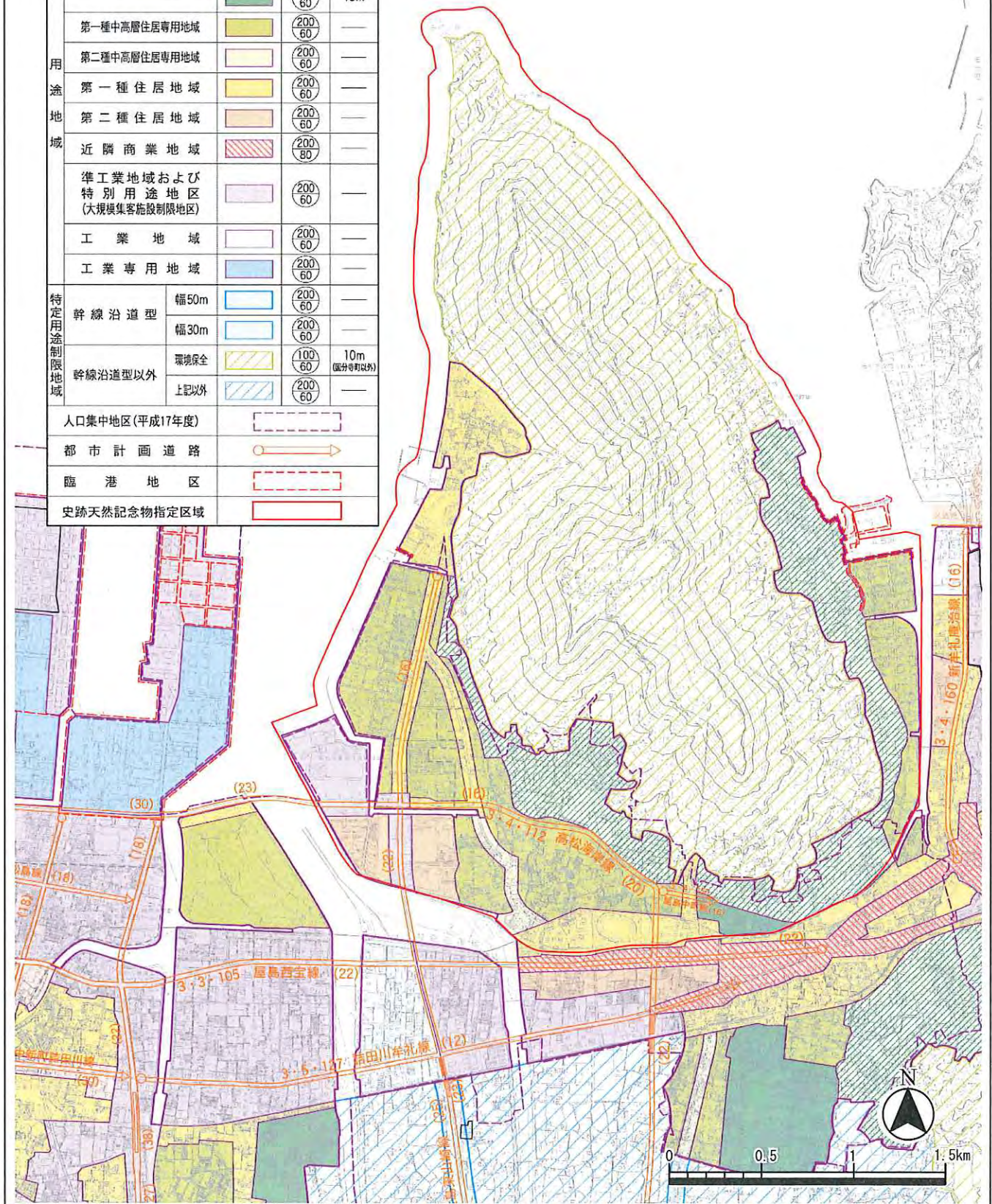
法 律	目 的 ・ 趣 旨 等	規 制 区 域 等	屋 島 に お け る 制 限 等	備 考
農地法	・ 農地を農地以外のものにすることを規制 ・ 農地についての権利の取得の促進 ・ 農地の利用関係の調整 ・ 農地の農業上の利用の確保による耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大 ・ 食料の安定供給の確保等に資する	○農地 耕作の目的に供される土地。 ○採草放牧地 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地。	○農地又は採草放牧地の権利移動の制限 農地や採草放牧地の所有権の移転などに際しての農業委員会の許可 ○農地の転用の制限 農地や採草放牧地を農地以外のものにする際の農業委員の許可	
農業振興地域の整備に関する法律	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること。	○農業振興地域の指定 農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なう。	○農用地区域内での開発行為 宅地の造成、土石の採取、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築などをしようとするものは、都道府県知事の許可を受けねばならない。	P31法規制図－ 3 参照
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保すること。	○国有林 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ること、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用により産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与すること。	○管理経営基本計画 10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定める。	林班25・26・27、 P33法規制図－ 5 参照
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資すること。	○地域森林計画対象民有林 地域森林計画を立てる対象となる民有林。地域森林計画には、整備及び保全の目標や整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項、造林面積その他造林に関する事項等を定める。 ○保安林(土砂流出防備、風致、保健) 農林水産大臣は、水源涵養、土砂流出防備等の目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。	○開発行為の許可 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更するなどの開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ○保安林における択伐、間伐の届出等 保安林においては、択伐や間伐による立木の伐採をしようとする者は、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。 ○保安林における植栽の義務 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。	P32法規制図－ 4 参照
道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること。	○沿道区域 道路管理者が、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するために指定する道路に接続する区域。 ○道路予定区域 道路管理者が土地の所有権等の権原を取得した後、供用が開始されるまでの間の道路区域。 ○道路区域 道路法に定める道路を構成する土地の範囲をいう。道路管理者により、道路区域に決定されると、道路法が適用される。	○沿道区域 沿道区域内で道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、必要な措置を講じなければならない。道路管理者は、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ○道路予定区域 道路予定区域では、何人も、道路管理者の許可を受けなければ、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 ○道路区域 道路区域とされた土地については私権が制限されることとなるなど、道路法の各条項が適用されることとなる。	

法 律	目 的 ・ 趣 旨 等	規 制 区 域 等	屋 島 に お け る 制 限 等	備 考
砂防法	此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ	○砂防指定地 土砂の流出による被害を防止するなど治水上砂防のため砂防堰堤等の砂防設備が必要と判断される土地	○許可申請 砂防指定地内にあっては制限行為に該当する場合、原則、制限行為の許可申請が必要となる。 (土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更、木竹の伐採又はその滑下若しくは地引による搬出など) また、砂防設備を占用する場合、占用許可申請が必要となる。	浦生川(屋島西町丸山3.33ha) P31法規制図－3 参照
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資すること。	○急傾斜地崩壊危険区域 都道府県知事は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。	○急傾斜地崩壊危険区域 次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造など	屋島西町(浦生・浜畠・飛石) (3.01ha, 延長724.0m) 高松町(横山)(延長110m) P31法規制図－3 参照
河川法	河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること。	○河川区域 河川区域とは、国が管理する1級河川、県が管理する2級河川、市町村が管理する準用河川の区域で、次の土地の区域をいう。 ・河川の流水が継続して在する土地(水面)及びこれに類する土地の状況を呈する土地で河岸の土地を含む区域 ・河川管理施設(堤防、護岸、水門など)の敷地である土地の区域 ・堤外の土地の区域のうち1号区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した土地の区域 ○河川予定地 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。	○河川区域 ・河川区域内において土地を占有すること、 ・流水を占有すること、 ・土石等採取すること、 ・河川区域内の土地に工作物を新築、改築、又は除去すること、 ・土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更すること、 ・竹木の植栽もしくは伐採などの行為 以上の行為をしようとする場合は、その河川の管理者の許可を受けなければならない。 ○河川予定地 河川予定地において、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為や工作物の新築又は改築などの行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	相引川(2級河川)
海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資すること。	○海岸保全区域 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸の一定区域を海岸保全区域として指定することができる。	○海岸保全区域 次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 ・土石(砂を含む。)を採取すること。 ・水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 ・土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすることなど。	浦生、湯元・浜北、石場、 屋島西、立石港、 浦生漁港(第1種漁港)

法 律	目 的 ・ 趣 旨 等	規 制 区 域 等	屋 島 に お け る 制 限 等	備 考
公有水面埋立法	公有水面埋立法は、「公の水面を埋め立てて土地を造成する」際に適用される法律	○公有水面 公有水面埋立法の対象となる埋立は、公の水面の埋立に限られる。また、公の水面を陸地にする場合であっても、河川や海岸の護岸・堤防などの築造は、その目的が土地利用でなく国土保全であるため対象外とされる。	○公有水面 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ ・国土利用上適正且合理的ナルコト ・其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト ・埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト ・埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト等	
港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全すること。	○港湾区域 港務局の設立に関して同意又は届出があつた水域をいう。 ○港湾隣接区域 港湾隣接地域の指定は、港湾区域外百メートル以内の地域内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲でしなければならない。	○港湾区域 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。 ・港湾区域内の水域又は公共空地の占用 ・港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ・水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 ○港湾隣接区域 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は国土交通大臣の認定した港湾施設の区域内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。	立石港、石場港、長崎鼻港、高松港 P31法規制図－3 参照
漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資すること。	○漁港区域 第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。	○漁港漁場整備基本方針 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（「漁港漁場整備基本方針」という。）を定めねばならない。 ○漁港漁場整備長期計画 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画（「漁港漁場整備長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	浦生漁港（第1種） P31法規制図－3 参照
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もつて生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること。	○鳥獣保護区 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して鳥獣保護区として指定することができる。 ○特定猟具使用禁止区域 都道府県知事は、銃器又は環境省令で定めるわな（「特定猟具」という。）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる。	○鳥獣保護区 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではない。 ○特定猟具使用禁止区域 特定猟具使用制限区域内においては、都道府県知事の承認を受けないで、当該区域に係る特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等（「承認対象捕獲等」という。）をしてはならない。	屋島鳥獣保護区（県設） 面積818ha 高松屋島特定猟具使用禁止区域 面積297ha P33法規制図－5 参照

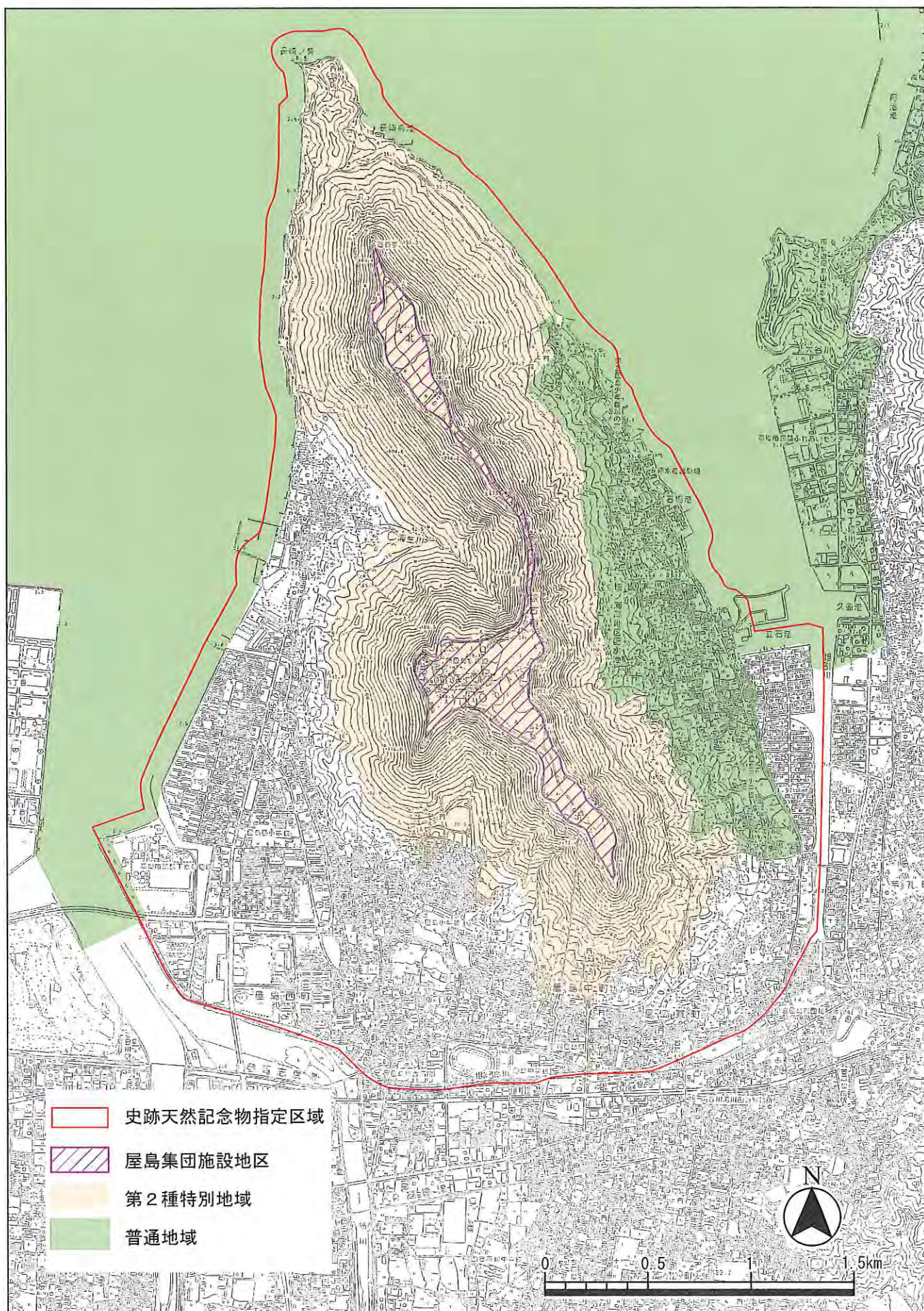
凡 例

種 類	記 号	容積率 延べ率	高さ 制限
都市計画区域界		—	—
用 途 地 域		(80/50)	10m
		(100/60)	10m
		(200/60)	—
		(200/60)	—
		(200/60)	—
		(200/60)	—
		(200/80)	—
		(200/60)	—
		(200/60)	—
		(200/60)	—
特 定 用 途 制 限 地 域	幹線沿道型 幅50m	(200/60)	—
		(200/60)	—
	幹線沿道型以外 幅30m	(200/60)	—
	環境保全	(100/60)	10m (区分等可以外)
	上記以外	(200/60)	—
人口集中地区(平成17年度)		—	—
都市計画道路		—	—
臨港地区		—	—
史跡天然記念物指定区域		—	—

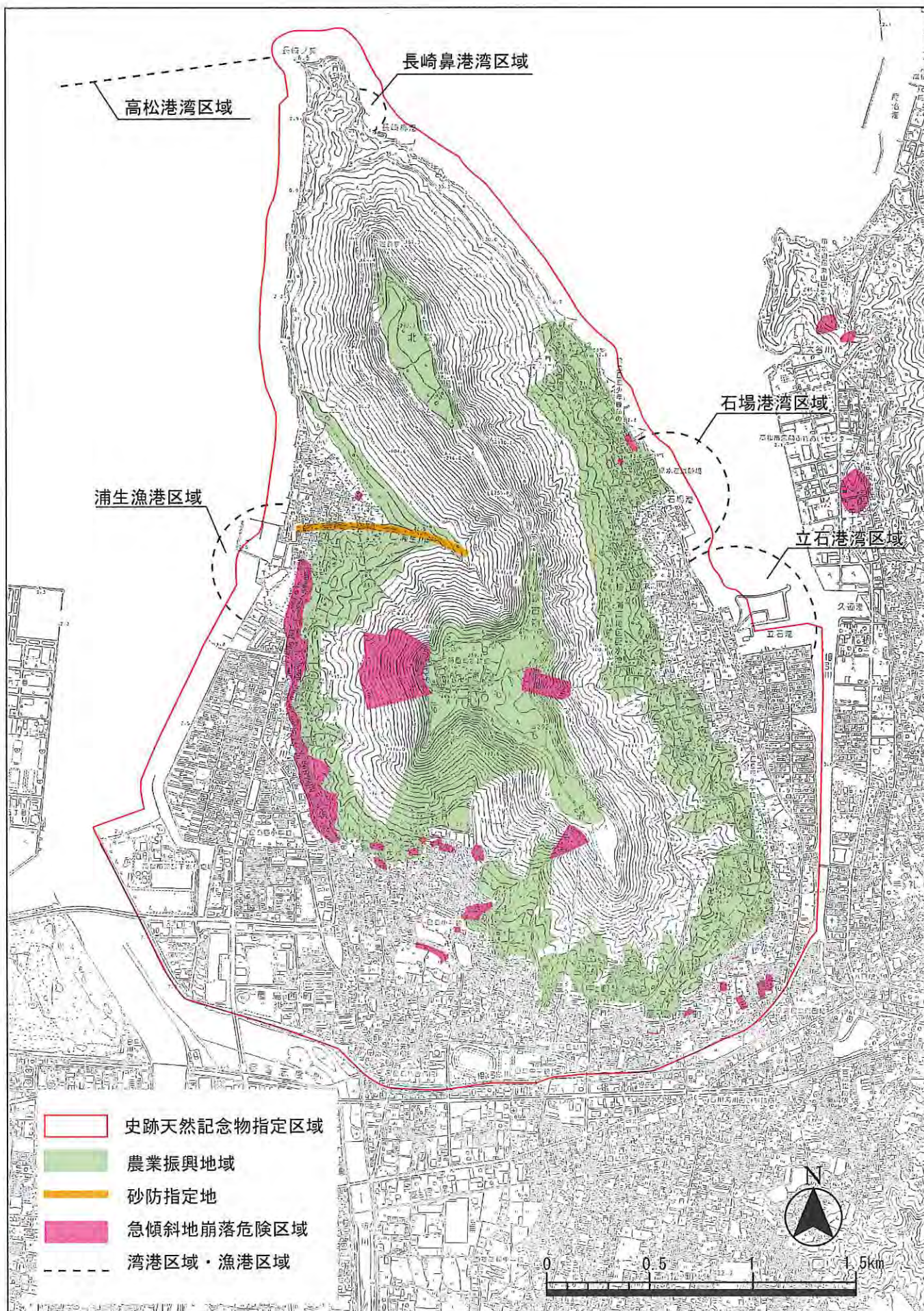


法規制 図-1 (用途地域他)

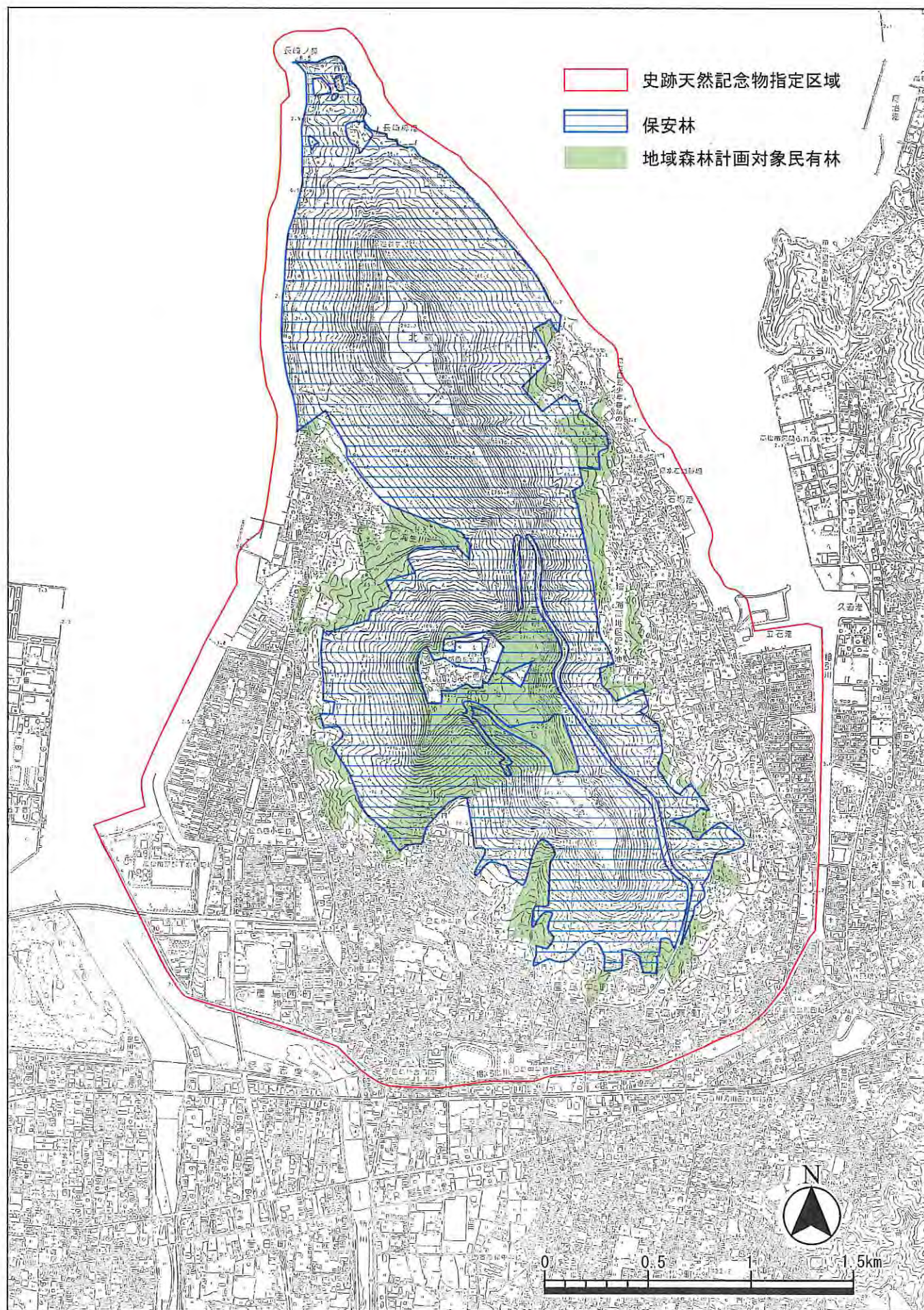
(平成22年3月作成高松市都市計画図に加筆)



法規制 図-2 (国立公園)



法規制 図-3 (農業振興地域・砂防指定地・急傾斜地崩落危険区域・湾港区域・漁港区域)



法規制 図-4 (保安林・地域森林計画対象民有林)

(2) 管理計画等

①史跡・天然記念物屋島保存管理計画

＜目的＞

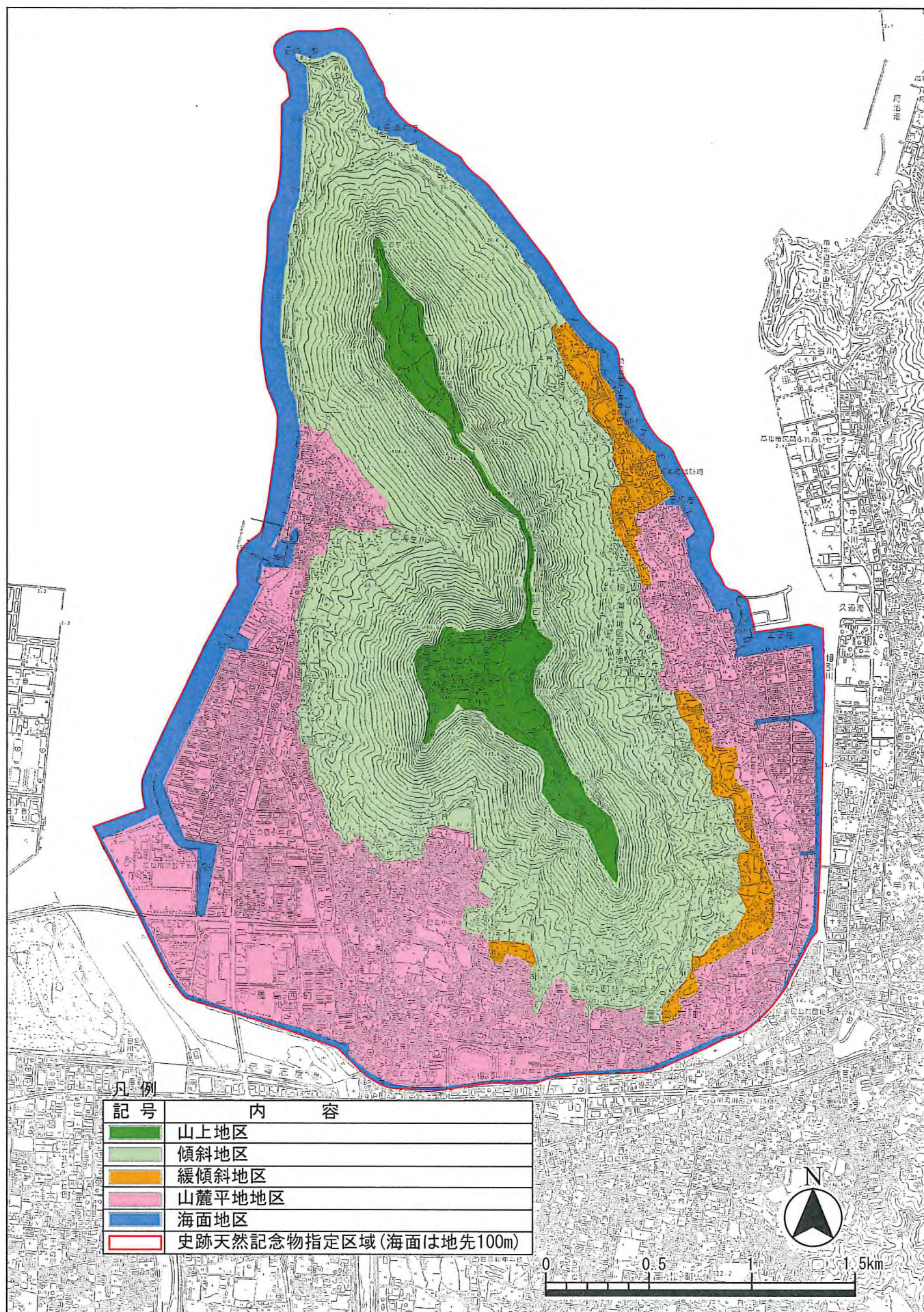
本計画は、昭和51年3月に香川県教育委員会により策定されたが、その目的は文化財保護上から今後の屋島のあるべき姿を想定し、適正な保存管理を行うための基準を定めるものである。なお、本計画は、平成16年に一部見直され、同年5月17日から適用されている。

＜史跡・天然記念物「屋島」の保存管理基準＞

関係法令による規制のほか、次のように保存管理基準を定める。

都市計画 区 分		特 定 用 途 制 限 地 域 (環 境 保 全 地 域)			用 途 地 域		個 別 考 慮 項 目
地区区分 項目		山 上 地 区	傾 斜 地 区	緩 傾 斜 地 区	山 麓 平 地 地 区	海 面 地 区	次に掲げるものは、この管理基準を参考にして個別に考慮する。 1 公共事業等 ・ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)等による文化財関係事業 ・ 自然公園法(昭和32年法律第161号)による園地整備事業 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止事業 ・ 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防設備事業 ・ 森林法(昭和26年法律第249号)による治山治水事業 ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等による災害復旧事業 ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)による学校施設整備事業 ・ 前各号に掲げるもののほか、必要かつ最小限度と認められる公共事業等 2 公共事業等以外 ・ 瀬戸内海国立公園(香川県地域)公園計画(平成11年2月2日環境庁告示第4号)の屋島集団施設地区(同告示及び同日告示第6号)利用計画該当事業 ・ 傾斜地区における建築物等の増改築および建て替え等のための新築または従前の既存宅地への新築等 ・ 道路、駐車場等の建設等
地 区 の 現 況		屋島の山頂地で南嶺と北嶺に分かれ、回遊道路、展望台等が設置されている。南嶺には屋島寺、旅館、売店、駐車場等があり、北嶺には休憩所等がある。 (土地所有＝環境省、屋島寺、個人等)	山上地区を取り囲む山林を主とする斜面地で大部分が国有林であるが、低標高区域には民有林のほか畑、果樹園等の農地と多数の溜池がある。建築物は、数箇所に社寺がある以外民家等は少数である。 (土地所有＝農林水産省、個人等)	主に傾斜地区と山麓平地地区の間の緩斜面地である。樹林はほとんどなく、大部分が水田や畑、果樹園等の農地であり、民家が散在する。 (土地所有＝個人等)	主に南嶺の山麓を取り巻く地域で民家等密集地区となっており、学校等の公共施設も点在する。塩田跡地は区画整理され、住宅、事業所等が建設されている。 (土地所有＝個人等)	海岸部の地先100メートルまでの海面をいう。北部には、自然海岸が残っている。	
保存管理 目 標		屋根状のメサ地形を保全し、文化財、展望地等の活用を図り、歴史的、文化的観光地にふさわしい環境整備に努める。	分布する古墳等文化財の保存を図るとともに、屋島の緑の骨格を形成する地形、樹林および農地景観ならびに動物の生息環境の保全育成に努める。	歴史的、文化的環境の保全を図るとともに、植栽等に努め背後の緑と一体となった景観形成に努める。	歴史的、文化的環境の保全と緑化等に十分考慮した景観形成に努める。	屋島の水際線として好ましい自然な姿を生かした修景整備に努め、海面および自然海岸の保全に努める。	
文化財としての 保存管理基準	地形 変更	認めない	認めない	大幅な地形変更は、認めない	大幅な地形変更は、認めない	認めない	
	建築物・ その 他 の 工 作 物	1 建築物等の新築は原則として認めない。 2 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 3 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 4 仮設物については、撤去の計画が明らかにされていること。	1 建築物等の新築は原則として認めない。 2 高さは、10メートル以下とする。 3 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 4 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 5 仮設物については、撤去の計画が明らかにされていること。	1 高さは、10メートル以下とする。 2 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 3 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 4 仮設物については、撤去計画が明らかにされていること。	1 高さは、第一種低層住居専用地域については10メートル以下とする。第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準工業地域については20メートル以下とする。 2 屋島東町字檀ノ浦浜および字立石515番地(檀ノ浦塩田跡地)の高さについては第一種低層住居専用地域に準じる。 3 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 4 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 5 仮設物については、撤去計画が明らかにされていること。		

※地区区分はP35史跡及び天然記念物屋島保存管理地区区分図参照



史跡天然記念物屋島の保存管理地区区分

②瀬戸内海国立公園(香川県地域)指定書及び公園計画書(平成11年2月策定)＜抜粋＞

3 利用計画

(1)利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表11：集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	屋 島	香川県高松市屋島西町及び屋島東町の各一部	屋島地区の自然探勝及び歴史探訪の中心基地として位置づける。 多島海景観の眺望、溶岩台地(メサ地形)平坦部に生育する良好な植生の自然探勝等の自然資源及び四国八十八ヶ所巡りの札所等の歴史資源、さらにアクセスの良い立地条件を活かし、当公園の自然及び文化財にふれあうための拠点として、日帰り利用を重点に置いた施設を計画するものとする。

整備計画区及び基盤施設	整 備 方 針	面積 (ha)	旧計画との関係								
北嶺整備計画区	瀬戸内海に突き出た溶岩台地(メサ地形)の台地上の北部に位置しており、多島海景観の主要な展望地及び植物等の自然探勝利用拠点となっている。 日帰り利用者の自然とのふれあい及び憩いの場として利用を促進するために、園地、歩道等施設の整備を図る。	13.4	一般計画 昭26.5.8決定 区域 昭32.10.1指定 詳細計画 昭和41.5.13決定								
南嶺整備計画区	瀬戸内海に突き出た溶岩台地(メサ地形)の台地上の南部に位置しており、屋島地区における利用の中心地区であり、主に多島海景観の展望、休憩及び四国八十八ヶ所巡り等の利用拠点として、園地、歩道等の公共施設の整備を図る。 休憩所、水族館、駐車場等の既存民間施設については、施設の再整備を促進する。 なお、施設の整備に際しては、屋島の溶岩台地(メサ地形)の良好な自然景観を保持するよう、施設の高さに留意する。	30.2									
道路(歩道)	各施設を有機的に連絡する自然探勝及び散策のための歩道を整備する。										
給水施設	地区内への給水施設を整備する。										
面 積 計		<table><tr><td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr><tr><td>20.0</td><td>0</td><td>23.6</td></tr><tr><td colspan="3">43.6</td></tr></table>		国	公	私	20.0	0	23.6	43.6	
国	公	私									
20.0	0	23.6									
43.6											

(3) 上位計画

①第5次高松市総合計画(平成20年2月策定)

第5次高松市総合計画は、その基本構想において、
＜目指すべき都市像＞を

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

とし、以下のまちづくりの目標を掲げている。

＜まちづくりの目標＞

1. 心豊かな人と文化を育むまち
2. 人と環境にやさしい安全で住みよいまち
3. 健やかにいきいきと暮らせるまち
4. 人がにぎわい活力あふれるまち
5. 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち
6. 分権型社会にふさわしいまち

また、第2期まちづくり戦略計画において、全体で118の重点取組事業を掲げているが、これらの事業のうち屋島に関連するものとしては、

- ・屋島陸上競技場再整備事業
 - ・屋嶋城城門遺構整備事業
 - ・屋島活性化基本構想(仮称)策定事業
- がある。

②高松市都市計画マスタープラン(平成20年12月策定)

高松市都市計画マスタープランは、第5次高松市総合計画と県が策定した高松広域都市計画区域マスタープランを受けた計画である。

本計画は都市づくりの基本目標を

1. 賑わいと魅力ある都心づくり
2. 安全・安心で利便性の高い地域づくり
3. 計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくり
4. 公共交通機能の充実による人と環境にやさしい連携づくり
5. 自然や歴史を活かしたうるおいある空間づくり
6. 市民との協働によるまちづくり

とさだめ、その地域別構想において、屋島に関連するまちづくり基本方針として、

歴史・文化・自然拠点の形成

「史跡及び天然記念物屋島、屋島寺、四国村、源平合戦の古戦場など歴史、文化資源の保全と有効活用」

が掲げられている。

(4) 関連計画等

①高松市史跡天然記念物屋島保存整備等基本構想(平成7年3月策定)

<目的>

屋島は自然と歴史、文化が一体となった複合体としての価値および意味を持つことに着目し、屋島全体を野外博物館的空間として捉え、それを「屋島自然歴史博物館」と名付け、屋島の価値をより積極的かつ適切に具現化することとする。これにより、地域住民および全市民の誇りとなり、名実ともに高松市のシンボルとなる屋島を守り、つくりあげていくことを目的として、次の各施策に取り組む。

<内容等>

(1) 施策

- ・屋島の遺跡の解明や動植物、地形・地質等自然環境の継続的組織的調査研究を進め、史跡天然記念物屋島の恒久的保存を図る。
- ・屋島の貴重な文化財や自然環境の保存と環境整備を図り、その価値を顕在化する。
- ・生活や生産の場と史跡天然記念物との相互扶助関係を構築し、都市整備における歴史・文化・自然の保存と共生の先進的あり方を創出する。
- ・視覚的なシンボルとしてのランドマークづくりや貴重な文化財であるという心のよりどころづくりを通して、屋島のシンボル性を強調する。

(2) 基本方針

- ・遺跡の解明や動植物、地形・地質等自然環境の継続的調査・研究
- ・市民の推進体制の強化発展を含む調査研究、保存整備体制・組織の充実
- ・文化財の復元や明示、解説研究施設整備による歴史的、文化的施設空間の整備
- ・自然環境の保全、育成および名勝的価値の保全と修景整備
- ・自然資源の活用を含めた景勝地・自然レクリエーション地等空間の形成
- ・海岸の自然性を保全する水際環境の整備
- ・歴史性、文化性、自然性を生かした国立公園における集団施設地区の再整備
- ・都市計画法等との調整による計画的土地利用計画の立案
- ・歴史的・文化的空間としてふさわしい住居施設、産業施設等の景観形成
- ・周辺域における屋島に見えるビスタポイントや街路、公園等の整備

②史跡天然記念物屋島基礎調査および保存整備事業

<目的>

本事業は、「高松市史跡天然記念物屋島保存整備等基本構想」を受けて、史跡天然記念物屋島の遺構等を解明するため地域内で発掘調査等を実施し、調査成果を踏まえ、重要な遺構については整備事業を実施し、保存整備に努めることを目的とする。

<内容等>

(1) 調査

ア) 完了したもの

- ・屋島寺 ・長崎鼻古墳 ・千間堂跡(再調査の必要あり/北嶺千間堂跡保存整備事業を参照)

イ) 継続中のもの

- ・屋嶋城跡

H19 北嶺外郭線分布調査

H23 浦生石塁確認調査

H20 北嶺西斜面外郭線確認調査

H24 北水門確認調査

H21 浦生石塁確認調査

H25 北水門確認調査

H22 浦生石塁確認調査

ウ) 未実施のもの(今後、調査を実施する可能性があるもの)

- ・長崎鼻砲台跡(長崎鼻砲台跡復元整備事業を参照) ・石切丁場 ・屋島経塚 ・源平合戦史跡

(2) 整備

ア) 継続中のもの

- ・屋嶋城跡城門

③屋嶋城跡城門整備基本構想(平成20年12月策定)

<目的>

本構想は、平成19年度の発掘調査で明らかになった城門遺構の保存並びに観光地屋島の新たな魅力を創出するための活用整備を図るための構想である。

<内容>

(1)実績

- H19 城門および城壁前面の発掘調査，石垣測量
- H20 城門南側城壁の前面にある崩落石の撤去，地質調査
- H21 城門南側城壁の石垣解体工事，石垣測量，土質調査
- H22 城門南側城壁の石垣復元工事実施設計，石垣解体追加工事仮設工事，城壁復元試験
- H23 城門南側城壁の石垣復元工事

(2)予定

- H24 城門および北側城壁の石垣解体工事
- H25 城門および北側城壁の石垣復元工事
- H26 城壁土塁の一部復元，環境整備工事，現地公開

なお文化庁から屋嶋城跡に関する内容を学べるガイダンス施設を設置するよう指導がある。

④北嶺千間堂跡保存整備事業

<目的>

伝説では、屋島寺は当初北嶺にあって、その場所は千間堂跡と呼ばれていたが、発掘調査の結果、礎石建物跡が千間堂跡で確認されたことから、土地所有者である環境省の了解を得て、説明板・遺構保護柵を設置した仮整備を実施し公開している。

<内容>

(1)完了している主要な事業

- ・平成10年度の分布調査で遺構の確認
- ・平成11・12年度の確認調査により，9～10世紀の寺跡であることが判明
- ・平成15年度に説明版・遺構保護柵設置の仮整備の実施
- ・平成22年度に文化庁調査官が視察，本格的な整備の提案

(2)今後の計画（今後計画される主要な事業）

- ・千間堂跡周辺の確認調査の実施（寺域の広がり確認など）
- ・整備計画等検討，協議（国立公園と一体となった抜本的な整備計画の策定）
- ・整備事業の実施

なお整備後7年が経過し，各設備が傷んでいることや，文化庁調査官から本格的な整備を実施するよう指導があったことから，整備を検討する必要がある。

整備によって，屋島北嶺における見所の一つとして，また屋島寺の前身と考えられる遺構として，見学者に供されることとなる。

⑤長崎鼻砲台跡復元整備事業(未着手)

<目的>

長崎鼻砲台跡は文久3年(1863年)に藤川三溪によって高松城守備のために築かれた砲台である。砲台跡は、上・中・下の3段からなり、現在も下段の石垣や上段の屯所跡に方形の土塁跡が遺存している。長崎鼻は高松港に至る海上交通の要衝であり、そこに築かれた砲台跡を往時の姿に復すことにより、陸からだけでなく、海上を行く船舶に対しても、インパクトのある景観を供することができるため、遺存並びに活用を図る事業である。

<内容>

事業の必要性は高いが、経費面、調査面、技術面等の課題は多く、実施時期等について慎重に検討する必要がある。

ア) 予測される計画の主な内容と順序(番号順)

- ・発掘調査の計画・実施(学識経験者等による専門委員会を設置)
- ・整備計画の策定
- ・整備工事の実施(石材の調達、搬入路確保、整備工事の実施方法等)

⑥源平屋島活性化方策報告書(平成13年11月策定)

<目的>

屋島への観光入込み客数の減少傾向に歯止めをかけ、新しい時代に受け入れられる観光地屋島の再生を目指すことを目的とする。

<内容>

(1)「源平屋島フィールドミュージアム」構想

屋島山上とその周辺を合わせた地域に点在する源平屋島合戦の史跡、同じゾーン内にある四国霊場八十八ヵ所の84番札所屋島寺と85番札所八栗寺とそれらを結ぶ遍路道、あるいは四国民家博物館(四国村)や石の民俗資料館やイサム・ノグチ庭園美術館などの文化施設、また、屋島山上水族館(現新屋島水族館)と北嶺や新川河口の干潟を結ぶ自然観察といったテーマ毎に既存の観光資源や文化施設を有機的に結合させ、回遊性を強化して地域全体の観光地としての活力を高めるもの。

したがって、高松市の屋島地区と牟礼町・庵治町にまたがる地域を 広大なフィールドミュージアム(野外展示場)として売り出すために、案内板・道路標識・順路表示などを統一的なデザインにしたり、テーマ毎のルートマップを作成したり、パンフレット・ポスター類の共同製作を行って、PRに努めるとともに、それぞれの地域特性を生かした整備や一体感のある景観造りを目指す。特に、屋島山上については「源平屋島フィールドミュージアム」のセンターゾーンとして、その立地条件や周辺環境が持つ大きなポテンシャルを生かしながら、文化性と情報発信力に富んだ魅力的なゾーンとして整備していく。

(2)源平屋島の活性化に向けた推進体制の確立「源平屋島活性化推進協議会」(仮称)の設立

(1)を種々の方策と関連づけながら、さらに、具体的な実行プランを立て、実施に移すためには、母体となる推進組織が必要となる。この推進組織は、屋島山上の関係者、屋島地区や牟礼町・庵治町の地元関係者、関連企業、行政、有識者で構成するほか、定期的に観光振興アドバイザーのアドバイスを受け、観光客のニーズを的確に把握して、活性化方策を検証する必要がある。また、イベント等を具体的に実行する組織や中・長期にわたり継続して調査・研究する課題については、この推進組織でさらに検討して、実効性のある組織を設置する必要がある。

(3) 今後、必要な具体的な取組み

ア) 南嶺地域の観光資源の再生

○短期

- ・四季を通じて花々を満喫できる快適な空間の創出
- ・史跡や展望台に設置する案内板・表示物の整備
- ・美化清掃活動の実施
- ・屋島の新しい魅力を体験できるスポーツ観光や芸術創作活動の振興
- ・観光ボランティア・ガイドによる観光案内
- ・観光地のイメージを損なう廃屋対策

○中・長期

- ・源平合戦の歴史を伝えるガイダンス施設の開設

イ) 北嶺地域の自然環境等の活用

○短期

- ・北嶺に南嶺と一体感のある遊歩道の整備
- ・市内や周辺の小・中学校の郊外学習の一環としての北嶺の活用

○中・長期

- ・北嶺の遊鶴亭から長崎ノ鼻までの山道の整備
- ・北嶺で事前学習ができるような環境の整備

ウ) 屋島周辺の観光資源との連携

○短期

- ・テーマ性を持たせた観光ルート別のガイドマップの作成
- ・共通割引チケットの発行
- ・ルートに沿った統一的な道標や案内板の設置

○中・長期

- ・遍路道の整備
- ・「源平屋島フィールドミュージアム」構想の実現

エ) 屋島へのアクセス方法の検討

○短期

- ・定期観光バスの再開
- ・ケーブルカーの利用促進

○中・長期

- ・屋島ドライブウェイの検討課題
- ・遍路道の整備

オ) 四季折々のイベントの開催

○短期

- ・屋島山上納涼たぬきまつりの復活
- ・屋島の素晴らしさを売り出すためのイベントの企画
- ・屋島あるいは源平をテーマにした写真コンテストの実施
- ・源平駅伝のコース変更
- ・源平スポーツ大会の開催

○中・長期的

- ・山上のイベント広場の整備

カ) 食や土産物等のソフト開発

○短期

- ・話題になるような手打ちうどん店と麺打ち体験施設の設置
- ・ほうろくを使った源平焼の名物料理としての売出し
- ・カップルで夕日が眺められるようなしゃれたレストスペースの必要性
- ・ケーブルカーやかわらけ投げに付加価値をつけての利用促進
- ・ハーブを栽培して屋島の特産品としての販売

キ) 情報発信機能の充実

○短期

- ・インターネットの活用
- ・マスメディアを通じた広報宣伝活動の展開
- ・高松市観光大使の拡充
- ・PR看板等の広告物の整備
- ・高松市インフォメーションプラザの有効活用

○中・長期

- ・シンボルタワー内に設置予定の情報提供施設を活用

⑦源平屋島活性化アクションプラン(平成14年10月策定)

<目的>

過去の『観光』という枠組みにとらわれず、多様な方向性に挑戦し、恒久的な屋島の賑わいを目指すとともに、屋島山上だけにとらわれず周辺地域(庵治・牟礼・屋島)も取り入れた広域的なまちづくり型の観光・商業・産業振興を住民と協働で推進すること。

<内容>

(1)テーマ・・・りめーく『YASHIMA』

『生まれ変わる』ことを共有し、庵治・牟礼・屋島の各々を磨き上げる事と広域での取組みを組み合わせながら新たなゾーンとして『YASHIMA』を創造する。

(2)具体的な取組み

- ・屋島の魅力を満載したポスターの製作とPRキャンペーン
- ・景観を満喫できるイベントの開催
- ・多様な賑わいづくりイベントの開催
- ・ネイチャーゾーンとしてのプログラムの展開
- ・アクティブな運営主体の設立
- ・公募イベントの開催
- ・ゾーンマップの作成
- ・ゾーンマップのデジタル化
- ・広域連携事業の開催
- ・住民交流事業の開催
- ・交通インフラ課題検討専門委員会の設置
- ・廃屋利用専門委員会の開催

⑧高松市観光振興計画(平成20年3月策定)

<目的>

平成10年策定の高松市観光振興計画に基づき、平成22年を目途に、中・長期的な観光振興施策を展開、この間、平成15年の高松自動車道全線開通、サンポート高松グランドオープン、また、周辺6町との合併、さらには、国における観光立国推進基本計画の策定など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、これに伴い、平成20年度から24年度までを計画期間とする観光振興計画を策定。

<内容>

(1)重要施策

「源平屋島地域の観光振興」を重点施策と位置づけ、各種事業を展開している。

(2)事業

源平屋島地域観光振興事業(屋島地域あかり事業、情報発信等事業、源平屋島納涼祭事業、自然公園活用事業、さぬき満月まつり事業、純愛の聖地魅力向上事業、観光周遊アクセス向上事業、屋島山上へのアクセス向上調査委託事業など)

⑨源平屋島地域活性化事業

<目的>

源平屋島地域(源平合戦の史跡の分布する庵治・牟礼・屋島地域)の活性化のため事業の展開を目的とする

<内容>

(1)屋島山上アクセス向上調査委託事業

屋島ドライブウェイのみに頼った屋島山上への交通手段は、行楽シーズンにおいては、深刻な交通渋滞を招いていることから、平成22年度において、交通渋滞の緩和その他観光客の利便性を向上させるための最適なアクセス方法を検討するために調査委託事業を実施。

(2)源平屋島地域運営協議会補助金

瀬戸内海国立公園有数の景勝地であり、源平合戦の史跡を有する庵治・牟礼・屋島地域(以下「源平屋島地域」という。)の自然・歴史・文化・産業等の資源を活かした活性化方策を積極的に推進する。

- | | | |
|----------------|-------|--|
| ア) 情報発信事業 | ————— | ・ 源平屋島地域のポータルサイトの運営(「源平の里」ポータルサイト)
・ 源平屋島地域の観光パンフレットの作成(「源平の里」)
・ 日本風景街道のPR(「源平ロマン街道」・「むれ源平石あかりロード」)
・ 源平屋島地域の夏季イベントを集約してPR(パンフレット「光とあかりのファンタジー」) |
| イ) 源平屋島地域あかり事業 | ————— | ・ 庵治石の魅力および地元の優れた石材加工技術のPRを図るもの(「むれ源平石あかりロード」) |
| ウ) さぬき満月まつり事業 | ————— | ・ 屋島山上においてイベントを開催し、夕景、夜景の素晴らしさもPR |
| エ) 源平屋島納涼祭事業 | ————— | ・ 屋島山上においてイベントを開催し、夕景、夜景の素晴らしさもPR |
| オ) 純愛の聖地魅力向上事業 | ————— | ・ 映画「世界の中心で愛をさけぶ」のロケ地。「恋人の聖地」をキーワードに地域の文化、産業等との連携を図り、庵治地域をPR |
| カ) 自然公園活用事業 | ————— | ・ 源平屋島地域の自然を活かしたウォーキングなどのイベントをとおして、同地域の魅力をPR |

(3)観光周遊アクセス向上事業

自家用車・バス以外の手段で来訪した観光客等の、屋島山上訪問の際の利便の向上を図るため、唯一の公共交通機関として、平成18年12月（新屋島水族館としてリニューアルの日）から運行している交通事業者が行うシャトルバス（屋島山上シャトルバス）の運行に係る経費について、助成を行っている。屋島山上への観光客の更なる誘致を図るため、平成22年度からは、土・日および祝日において往路・復路各4便を増便運行している。

⑩高潮等関連整備事業

<目的>

平成16年度の台風による高潮被害を踏まえ、高潮による浸水被害を最小限に抑えるため、平成17年度に策定した香川県津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに基づき、市管理の港湾・漁港内施設に胸壁、陸こう等を整備し、計画的な浸水被害の解消を図る。

<内容>

浦生漁港	計画整備延長L=356.6m	計画期間平成22年度～26年度
立石港	計画整備延長L=449.9m	計画期間平成27年度～
石場港	計画整備延長L=508.0m	計画期間平成27年度～

⑪屋島陸上競技場再整備基本構想(平成21年3月策定)・同基本計画(平成22年2月)

<目的>

市民ぐるみのスポーツ振興や、スポーツを通じた健康増進・住民相互の交流等の推進を図るため、本市および東讃地域で唯一の公認陸上競技場で、県からの移管を受けた屋島陸上競技場について、現施設の老朽度、施設・設備の整備状況等を踏まえ、基本構想、基本計画に基づき、再整備を行う。

<内容>

(1)屋島陸上競技場再整備基本構想

- ・基本構想策定の趣旨と屋島陸上競技場の現状
- ・基本的な考え方と整備に当たっての基本方針
- ・施設建設計画
- ・再整備の課題と対応
- ・管理運營業

(2)屋島陸上競技場再整備基本計画

- ・計画条件の整理
- ・利用者数の想定と駐車場収容力
- ・ランドスケープ・施設計画
- ・供給設備計画
- ・課題対応策
- ・管理運営計画
- ・事業計画

⑫屋島陸上競技場再整備事業

<目的>

基本構想、基本計画に基づき、屋島陸上競技場の再整備を進める。

<内容>

(平成22年度)

基本設計業者の選定、競技場敷地の調査測量等、基本設計、地質調査

(平成23年度)

基本設計、競技場敷地の調査測量等、地質調査、実施設計

(平成24年度～26年度)

実施設計、建築審査会での説明、建設工事

4.3 再整備基本構想

(1) 整備基本方針

1) 国立公園管理計画

瀬戸内海国立公園香川県管理計画書によれば屋島の管理計画目標は下記のように定められている。

屋島の計画目標

- ・屋島地区の自然探勝及び歴史探訪の中心基地として位置づける。
- ・多島海景観の眺望、溶岩台地（メサ地形）平坦部に生育する良好な植生の自然探勝等の自然資源及び四国八十八ヶ所巡りの札所等の歴史資源、さらにアクセスのよい立地条件を活かし、当公園の自然及び文化財にふれあうための拠点として、日帰り利用を重点に置いた施設を計画するものとする。

北嶺整備計画区・整備方針

- ・瀬戸内海に突き出た溶岩台地（メサ地形）の台地上の北部に位置しており、多島海景観の主要な展望地及び植物等の自然探勝利用拠点となっている

南嶺整備計画区・整備方針

- ・瀬戸内海に突き出た溶岩台地（メサ地形）の台地上の南部に位置しており、屋島地区における利用の中心地区であり、主に多島海景観の展望、休憩及び四国八十八ヶ所巡りの利用拠点として、園地、歩道等の公共施設の整備を図る。
- ・休憩所、水族館、駐車場等の既存施設については、施設の再整備を促進する。
- ・施設の整備に関しては、屋島の溶岩台地（メサ地形）の良好な自然景観を保持するよう、施設の高さに留意する。

再整備基本構想の検討に当たっては、上記の管理計画書の趣旨を尊重して行う。

2) 基本イメージ

再整備の基本イメージは、屋島の有する自然環境と歴史・文化を生かして

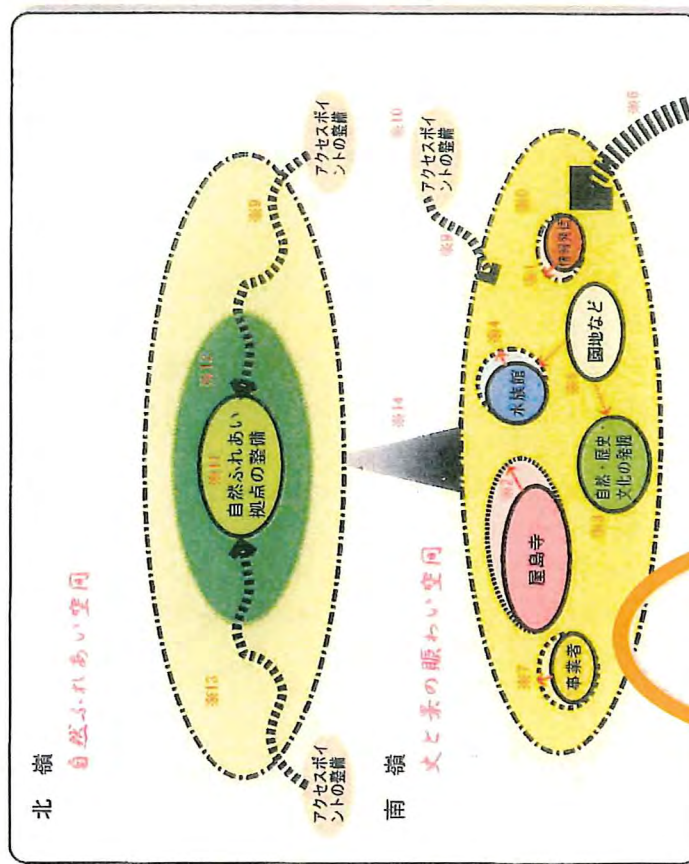
“古いも若きも、お遍路さんも、地域の人も、-----誰もが憩い、
自然と歴史にふれあえる国立公園・屋島-----”

とし、北嶺を“自然ふれあい空間”、南嶺を“史と景の賑わい空間”として位置づけ、広く関係者の協力の下で全体を“史と景にふれ、憩える、自然豊かな環境づくり”として整備を進める。

再整備基本方針の検討（基本イメージ）

基本イメージ

多様な活動・滞在空間を創出する。自然の魅力を最大限に引き出し、自然と人間の共生を実現する。



- ※0 マイナスイメージの払拭および国立公園らしい景観形成
原居撤去および定住化サインやベンチ等の撤去・改修
屋敷に相応しい景観再生
- ※1 情報提供拠点の整備および情報提供システムの構築
- ※2 時間と費用に余裕のある高齢者への働きかけによる利用者増（お通せん）
- ※3 新たな魅力発掘による利用者増、活性化
..... 屋敷、文学、自然など
- ※4 水庭の魅力を継承・更新による利用者増
- ※5 一休利用、地域利用
ファミリー利用や通足利用など水庭利用や面談を広く利用
する人々のための多様な行動空間を整備することによる利用者増
地域の人が身近に利用できる自然公園や島としての整備
- ※6 公共アクセス手段の整備による利用者増
- ※7 好印象な屋敷イメージの確立による収益拡大、利用者増
- ※8 広域連絡、様々な情報発信による利用者増・活性化

再整備基本方針

「若いも若きも、お遍路さんも、地域の人も」
「..... 誰もが憩い、自然と歴史にふれあえる国立公園・屋敷」

ゆったりと、伸びやかに自然にふれる場の提供
(誰もが楽しめるために)

未来への遺産としての優れた風景の継承
(次世代のために)

生物多様性の保全につながる自然環境の保全
(次世代と他の生き物のために)

地域の資産としての自然・歴史環境の管理
(高松のシンボル、地域住民の誇りとして)

山上および周辺地域の活性化支援・地域イメージの向上
(利用者増加・地域振興の一助として)

3) 再整備基本方針

前述のイメージを具体化するため、下記のような再整備基本方針を定める。

全 体

- ・ 屋島の有する自然、歴史環境を生かした自然・歴史ふれあい拠点としての整備
- ・ 屋島および周辺地域の有する資源性の保全と活用、連携
- ・ アクセス性の向上
- ・ これからのニーズに対応した整備
- ・ 地域に根ざした利用と地域のマンパワーの活用

南 嶺

- ・ 廃屋撤去方策の模索・検討と撤去を通じたマイナス要因の除去
- ・ 国立公園としての屋島らしい景観形成
- ・ 屋島の特性（自然環境や眺望、歴史・文化など）を活かし、周回機能の向上等による、全体的な利用の促進
- ・ 屋島、庵治・牟礼、周辺施設と連携した情報発信拠点としての整備

北 嶺

- ・ 自然探勝拠点としての魅力性向上
- ・ 屋嶋城（浦生の石塁）、千間堂跡など自然環境と一体となった歴史、文化遺産の活用

また、次ページ以降の図は、この再整備基本方針をさらに具体的に展開したものである。

(2) 再整備基本構想

上記の再整備基本方針をもとに集団施設地区（南嶺及び北嶺整備区）ならびに山上へのアクセス歩道の基本構想の検討を行った。

構想は、当面整備が可能なもの（再整備基本構想）と、廃屋撤去や用地取得などの課題（短期的な解決が困難と考えられる事項）が解決した際に望ましいと思われる整備（将来ビジョン）に分けて検討を行った。（将来ビジョンについては、アクセス歩道および南嶺についてのみ検討を行い、北嶺は土地所有など解決困難な課題が少ないことから、将来ビジョンについては検討を行わなかった。）

4-11 ページ以降に再整備基本構想及び将来ビジョンを示す。^{〔省 図 略〕}

なお、再整備基本構想及び将来ビジョンは、環境省のみが事業を実施するものでなく、広く関係者が協力しながら実施していくものである。

4 計画基本方針の設定

4.1 保全・活用方針の設定

(1) 保全方針の設定

屋島集団施設地区の保全方針を以下のように定める。

良好な自然環境の保全を図る。

全体

- ・日本の重要な植物群落のひとつである「屋島北嶺のウバメガシ林」をはじめ、山頂部の平坦な台地の縁片部から崖地にかけて生育するウバメガシ林の保全を行う。
- ・地域で観察会も行われている「ヒメボタル」を保全するべく、幼虫のエサとなる陸生貝類（キセルガイ類など）の生息環境も含めた保全を図る。

北嶺

- ・コオイムシ（環境省 RDB および香川県 RDB・準絶滅危惧種）やネキトンボ、アオイトトンボなどのトンボ類、ゲンゴロウ類などの生息が見られる北嶺千間広場の池の保全を行う。
- ・周辺部が石張り舗装となっている現在の垂直の護岸形態の一部改修を行い、陸域～水域への連続性の確保、エコトーン場の場づくりも検討する。

景観に配慮した保全を図る。

全体

- ・屋島の重要な特性のひとつとして、多くの場所から眺められる多島海景観がある。この良好な景観を楽しむことができる視点場の保全と通景の確保を行う。
- ・屋島は市街地の多くの地点（国道など）から眺められる地域のシンボル景観となっている。メサ地形や台地から続く急崖は、特徴的な景観であることから、この景観の保全を図るため、この景観を損なうような台地上部の地形変更や施設整備は行わない。

南嶺

- ・南嶺の景観的に良好なアカマツ林の保全を行う。

国の史跡屋島として歴史環境の保全を図る。

全体

- ・歴史遺産と一体となった自然環境の保全を図る。

南嶺

- ・「日本書紀」に記述が見られる屋嶋城の遺構や西国八十八箇所 札所第 84 番札所である屋島寺などの保全を図る。

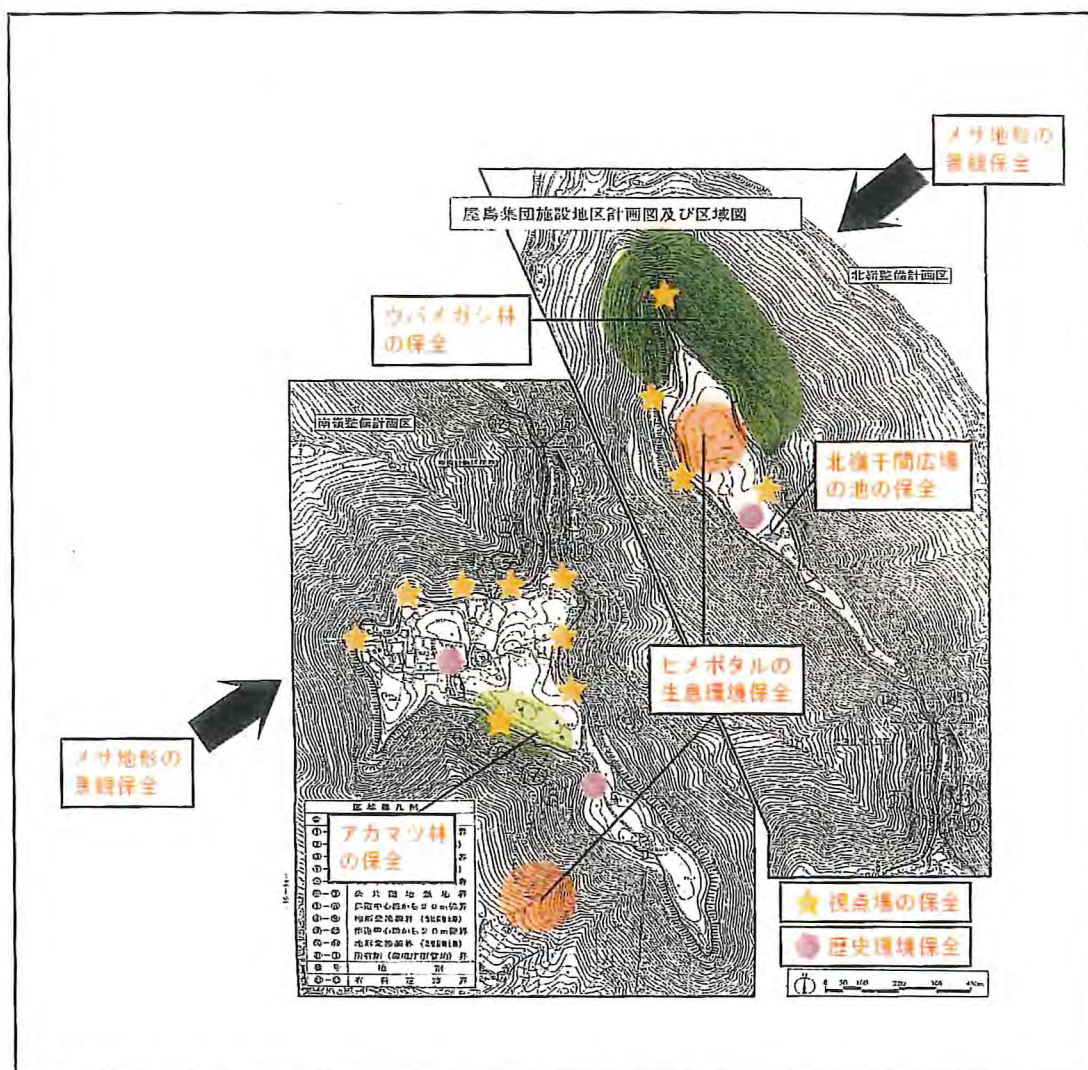


図-4.1.1 保全方針図

(2) 活用方針の設定

屋島集団施設地区の活用方針を以下のように定める。

屋島の特性を生かす。

- ・多島海景観や四国山地を眺める展望、屋島寺や屋嶋城、源平古戦場などの歴史環境およびそれらと一体となった自然環境の活用を行う。

「ゆったりした利用」「広範囲な場の活用」

- ・南嶺、特に駐車場西側のエリアに利用が集中していることから、新たな屋島の魅力性の創造・発掘を行い、より広範囲に利用を誘導し、効果的に屋島集団施設地区の活用を行う。

- ・「自然環境」と「歴史遺産」「文化遺産」（歌碑など）を生かした滞在時間の長いゆったりした利用促進を図る。
- ・そのため適切な情報提供とサインによる誘導を行う。

「場の特性」「利用特性」に応じた整備

- ・南嶺と北嶺では環境（場）や利用特性が異なる事から、それぞれの特性に応じた整備・活用を行う。

南 嶺

- ・南嶺の場の特性は、屋島寺や水族館、屋嶋城、散策路沿いの展望広場、経塚、ケーブル山上駅の存在で、利用特性は、観光客やお遍路さん、水族館利用の家族連れなどとなっている。
- ・上記の特性を考慮して、「観光地としての視点」に加えて、「地域の人々が誇れる歴史遺産」としての活用を図る。
- ・将来的に、廃屋が撤去された時点で、散策路沿いにスポット的な場が生まれる事から、テーマのある散策広場として活用する。また、獅子の霊巖と水族館を広場でつなぐ事ができることから、県木園も含めて拠点な広場として活用を図る。（用地の問題はクリアする必要がある。）

北 嶺

- ・北嶺の場の特性は、樹林の中の散策空間、シバフ広場、遊鶴亭に代表される展望であり、利用特性は 80%以上が高松市民で、週に数回利用するなどリピーターが多い。また、健康増進を目的としたウォーキング利用も多い。
- ・上記の特性を考慮して、「浸ることができる癒しの空間」「豊かな自然の中での健康増進・リフレッシュの場」ならびに「身近な自然ふれあい活動の場」として活用を図る。
- ・南嶺利用者と北嶺利用者は、年齢層や同伴者、居住地など異なった傾向が見られる。興味対象や時間的な制約などから、南嶺利用者の多くを北嶺利用に無理に誘導するようなことは行わないが、“北嶺の良さ”を知ってもらえるような情報提供を適切に行い、時間に余裕があり、興味を有する人が北嶺に赴くようにする。

（※ レンタサイクルなどの誘導策も考えられるが、狭い崖沿いの道は危険であり、転落防止柵など安全対策が必要となる。また、家族連れの多い南嶺の利用者層を考えると、レンタサイクルの利用は若い層の利用に限られるとともに事故や歩行者とのトラブルが懸念される。何よりも現在、自然を楽しんでいる利用形態・雰囲気を損なう恐れがある。）

4.2 整備方針の設定

(1) 整備基本方針

1) 国立公園管理計画書による計画目標

瀬戸内海国立公園香川県管理計画書によれば、屋島の管理計画目標を下記のように定めている。

屋島の計画目標

- ・屋島地区の自然探勝及び歴史探訪の中心基地として位置づける。
- ・多島海景観の眺望、溶岩台地（メサ地形）平坦部に生育する良好な植生の自然探勝等の自然資源及び四国八十八ヶ所巡りの札所等の歴史資源、さらにアクセスのよい立地条件を活かし、当公園の自然及び文化財にふれあうための拠点として、日帰り利用を重点に置いた施設を計画するものとする。

北嶺整備計画区・整備方針

- ・瀬戸内海に突き出た溶岩台地（メサ地形）の台地上の北部に位置しており、多島海景観の主要な展望地及び植物等の自然探勝利用拠点となっている。

南嶺整備計画区・整備方針

- ・瀬戸内海に突き出た溶岩台地（メサ地形）の台地上の南部に位置しており、屋島地区における利用の中心地区であり、主に多島海景観の展望、休憩及び四国八十八ヶ所巡りの利用拠点として、園地、歩道等の公共施設の整備を図る。
- ・休憩所、水族館、駐車場等の既存施設については、施設の再整備を促進する。
- ・施設の整備に関しては、屋島の溶岩台地（メサ地形）の良好な自然景観を保持するよう、施設の高さに留意する。

2) 整備基本イメージ

整備基本イメージは、屋島の有する自然環境と歴史・文化を生かして

“老いも若きも、お遍路さんも、地域の人、———誰もが憩い、
自然と歴史にふれあえる国立公園・屋島———”

とし、以下のような整備とする。

- ☆ゆったりと、伸びやかに自然にふれる場の提供（誰もが楽しめるために）
- ☆未来への遺産としての優れた風景と場の継承（次世代のために）
- ☆生物多様性の保全につながる自然環境の保全（次世代と他の生き物のために）
- ☆地域の資産としての自然・歴史環境の管理（高松のシンボル・地域住民の誇りとして）
- ☆山上および周辺地域の活性化支援・地域イメージの向上（利用者増加・地域振興の一助として）

3) 整備基本方針

上記のイメージを具体化するため、下記のような整備基本方針を定める。

全 体

- ・ 屋島の有する自然、歴史環境を生かした自然・歴史ふれあい拠点としての整備
- ・ 屋島および周辺地域の有する資源性の保全と活用、連携
- ・ アクセス性の向上
- ・ これからのニーズに対応した整備
- ・ 地域に根ざした利用と地域のマンパワーの活用

南 嶺

- ・ 国立公園としての屋島らしい景観形成
- ・ 屋島の特性（自然環境や眺望、屋嶋城などの歴史遺産など）を活かし、周回機能の向上を図り、全体的な利用促進を進める。
- ・ 北嶺へ利用者を誘導するための情報提供施設の整備
- ・ 廃屋撤去方策の模索・検討と撤去を通じたマイナス要因の除去
- ・ 屋島、庵治・牟礼、周辺施設と連携した情報発信拠点としての整備

北 嶺

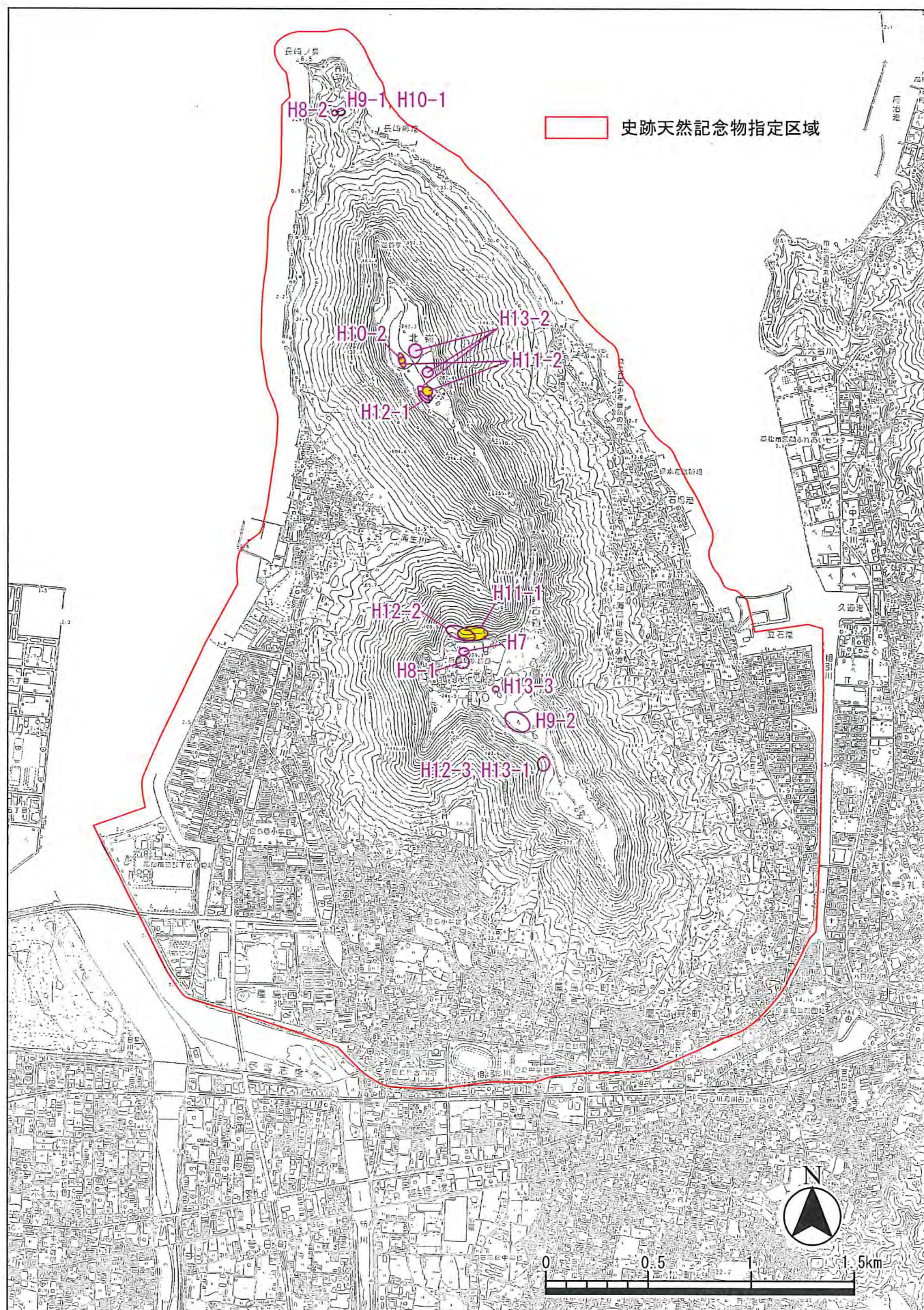
- ・ 自然探勝拠点としての魅力性向上
- ・ 市民の自然ふれあい、健康増進の場としての整備
- ・ 屋嶋城（浦生の石塁）、千間堂跡など自然環境と一体となった歴史、文化遺産の活用

4 これまでの調査実績・利用状況等

(1) これまでの発掘調査等

年度	事業内容		成果
H7	南嶺	屋島寺北側試掘調査 (H7)	集石遺構(室町時代)を3基確認した
H8	南嶺	屋島寺北側試掘調査 (H8-1)	屋島寺に係る土塁(室町時代)を確認した
	長崎鼻	長崎鼻地区試掘調査 (H8-2)	長崎鼻古墳前方部で葺石を確認した 鯨の墓周辺では遺構・遺物を確認できず
H9	南嶺	屋島寺南東部試掘調査 (H9-2)	弥生土器の包含層を確認した 古代から中世と考えられる柱穴を確認した
	長崎鼻	長崎鼻古墳試掘調査 (H9-1)	古墳全域に葺石を確認 盗掘を受けた主体部確認
H10	北嶺	山上部試掘調査 (H10-2)	鎌倉時代と考えられる石列を確認した
	長崎鼻	長崎鼻古墳試掘調査 (H10-1)	主体部において阿蘇熔結凝灰岩製舟形石棺確認
		長崎鼻古墳現地説明会<平成11年3月27日>	
H11	南嶺	北斜面テラス状遺構試掘調査 (H11-1)	土塁中から古代の須恵器片を確認したが、版築等は確認されなかった
		北斜面テラス状遺構石積実測	石積の図化
	北嶺	山上部試掘調査 (H11-2)	10世紀を中心とする遺物が多量に出土
		山上部分布調査	基壇をもつ礎石建物、集石遺構他確認
	全体	文化庁加藤調査官現地指導	北嶺において他に遺構がないか詳細に分布調査を実施するように指示された
		調査概報作成	本文58P(うち屋島18P)×300部印刷・発行
H12	南嶺	北斜面テラス状遺構試掘調査 (H12-2)	版築は確認されなかった(古代に属する遺物無し)
		西南斜面石積遺構試掘調査 (H12-3)	
	北嶺	山上部礎石建物・集石遺構他2箇所の試掘調査 (H12-1)	基壇集石中から仏具である多口瓶が3個体分出土
	全体	京都大学上原教授現地指導	北嶺礎石建物跡は多口瓶の出土から寺院遺構、集石遺構は火葬墓であるとの教示を得た
		文化庁白杵調査官現地指導	北嶺礎石建物跡周辺の整備の検討を指示された
		調査概報作成	本文32P(うち屋島9P)×300部印刷・発行
H13	南嶺	西南斜面石積遺構試掘調査 (H13-1)	城門遺構を確認した。床面からは排水溝、柱穴を確認。城門北側には張り出し(雉城)をその一部から上部構造を想定できる柱溝を確認した。
		福岡大学小田教授現地指導	確認された遺構は城門遺構であり、その形態から屋島型城門遺構であるとの教示を得た
		血の池南側駐車場試掘調査 (H13-3)	出土遺物の大半は屋島寺に伴う遺物であるが、最下層からは屋島城に関する可能性のある土師器・須恵器などが少量出土
		西南斜面遺構周辺地形測量	
	北嶺	礎石建物跡周辺試掘調査 (H13-2)	柱穴と考えられるピットを確認したが、当初想定した僧坊などの大規模建物は認められず、小規模な建物遺構しか復元できない。
		千間堂跡現地説明会<平成13年11月11日>	180名の参加を得た
	全体	調査概報作成	本文32P(うち屋島11P)×300部印刷・発行
H14	全体	整理業務 千間堂跡出土鉄製品(鉄釘)保存処理委託 基礎調査事業報告書刊行	

※事業内容の()は基礎調査事業調査地位置図の調査地点と対応



史跡天然記念物屋島基礎調査事業調査地位位置図

□屋島に関する意見等

分類		意見等の内容
屋島の整備について		
	山上	廃屋が撤去されたあとに、遠足などで食事ができる芝生広場の整備をしてはどうか。
		山桜の活用や桜並木を整備して、山上を花見の名所となるように植林してはどうか。
		山上の周回道路の街路灯の改善、石灯りなどの灯りを整備してはどうか。
		屋島山上の案内表示の充実とバリアフリー化を図ってもらいたい。
		山上にフレンチの店やイタリアンの店などおいしい店を整備すべき。
		山上にさめきうどんの店の誘致・整備
		大浴場など団体客を泊められる宿泊施設の整備
		山上で、老人会などの作品を展示できるような場所を整備
		「さめき子どもの国」や四国村みたいな公園と学習が一緒になったような、授乳施設も備えた子どもやお年寄りに優しい施設を整備して欲しい。
		屋島では、これまで観光地としての努力をしてこなかった。映像に残るようなものなど、観光地として観光客にわかりやすい形で整備していくべき。
	遍路道	車だけでなく、歩いて登る人の視点から、登山道の整備。畳石付近の休憩所から市内を眺めることができるようにしてはどうか。
	ケーブル	屋島ケーブル軌道跡をウォーキングロードとして活用(整備)してはどうか。(屋島ケーブル軌道跡から見た景観が一番)
		屋島ケーブル屋島山上駅の保存
	屋島全体	山上に人を集めるのであれば、前提として、駐車場の収容台数やアクセスなどインフラの整備も含めて全体的な見直しが必要
		屋島山上・屋嶋城・北嶺・源平古戦場・四国村等を活用して、屋島の山上・麓で、半日・1日程度滞在できるゾーンの整備、また、その核となる歴史的な博物館の整備
	案内板	屋島の入口に周辺観光地を示した大型看板を設置してはどうか。
	長崎の鼻	長崎の鼻の砲台跡の改修、海岸への階段の整備
アクセスについて		
	山上へのアクセス	5月のゴールデンウィークや正月などの混雑時には、パークアンドバスライドとするなど対策を考えてもらいたい。
		ドライブウェイの混雑を解消するため、下り専用的一方通行の道を、東の方に開発してはどうか。
		期間限定でのドライブウェイの無料化、低料金化
		ドライブウェイを無料にしてもらいたい。
		屋島ケーブルの復活またはロープウェイかリフト整備の可能性など、他のアクセス方法の検討をしてもらいたい。
	屋島へのアクセス	瀬戸内国際芸術祭等と連携して、水陸両用バスを運行してはどうか。
		北嶺の登山道の麓までバスを運行してはどうか。
	北嶺へのアクセス	屋島に上がった人を、すべて北嶺に誘導すべきではない。(北嶺へは、歩いて行ってこそ価値がある。)
観光等のPRについて		
		中国など外国からの観光客は来ていないが、どのようにPRしていくのか。
		瀬戸内国際芸術祭など、イベントにあわせて、関係機関へのPR
		夕焼けから夜景に移り変わる類を見ない屋島からの景観を活用すべき。
		屋島には歴史も含めて、いろいろなコンテンツがあるが、活かされていない。
		夜の高松の街もあわせてPRすべき。
		屋島が「島」であるということをきちんと訴えるべき。

他の観光地等との連携・活用		
		屋島・庵治・牟礼・古高松，地元が一緒にやっているとけない。
		イサム・ノグチ庭園美術館や塩江温泉等と連携や，源平合戦などの時間軸も含めて，屋島をキーとして広い範囲での活性化策の検討
		屋島陸上競技場の活用
規制について		
		規制の緩和，クリアできる方法を検討すべき。
		様々な規制の中で，何ができるのかということを決めていかないと進まない。
		様々な規制も，市役所の総力を結集して乗り越えてほしい。
活性化基本構想について		
		ターゲットである県外の人たちの意見を十分聞いてまとめてもらいたい。
		大勢の人が来るという高い目線で計画の策定されたい。
		屋島という観光商品をつくり上げてもらいたい。
		計画倒れとならないように，10年，15年先を見て，屋島を生き返らせてほしい。
		山上への集客が増え，開業する人がいれば活性化され，賑わうことにより，周辺も含めて商店街もがんばっていける。
		なぜ改めて屋島活性化基本構想なのか。
行政の取組について		
		長崎の鼻砲台跡や屋島ケーブル跡が放置されているのは，行政の責任なのではないのか。
		行政もがんばって，積極的に観光地としての屋島，源平古戦場を作ってもらいたい。
		山上の活性化に向けて，民間企業などが参加できるように，行政が支援すべき。
		大西市長の熱意を感じており，今回の活性化に向けた取組姿勢は違うのではないかと感じている。なんとかいい形をつくり上げてもらいたい。
		市や県，環境庁，森林管理事務所など関係機関が連携して，事業を実施してもらうようにしないとけない。
屋島会議について		
		市民からの要望も広く参考にしてほしい。
		屋島会議委員に地元関係者が4人は少ない。委員は増やしていく方向で検討して欲しい。
		屋島会議の目的から，国立公園をはずしてはいけない。
		屋島会議を設けてもこれまでの繰り返しになるのでは。
その他		
		国立公園とは何か，何のための公園なのか考え方を変えるべき。